敦賀市自衛隊協力会会則

(目的)

- 第1条 本会は、わが国の平和と繁栄を維持するために、自衛隊の健全な成長を念願し、 国民全般に自衛隊への認識を深らしめ、之に対する協力を行うことを目的とする。 (事務所)
- 第2条 本会の事務局は、敦賀市役所総務部総務課に置く。 (事業)
- 第3条 本会は、目的達成のために次の事業を行う。
 - (1) 自衛隊の演習、行事等に対する協力支援
 - (2) 各種団体に対する自衛隊の見学、一日入隊、体験搭(便)乗等の奨励
 - (3) 映画会、展示会、講演会等自衛隊の広報に対する協力
 - (4) 自衛隊施設部隊の行う部外委託工事に対する協力支援
 - (5) 自衛隊員募集協力及び自衛隊除隊者の就職援護等の斡旋
 - (6) 災害派遣時の協力支援
 - (7) その他必要と認める事項

(会員)

第4条 本会は、趣旨に賛同する法人又は団体及び個人を以って会員とする。 (会費)

第5条 会費は、年1口以上とし、法人又は団体の会員にあっては1口2,000円、個人の会員にあっては1口1,000円とする。ただし、事業に必要な資金は、その都度実費徴収することがある。

(組織)

第6条 本会に部を置くことができる。

(役員)

- 第7条 本会に次の役員を置く。
 - (1) 会長 1名
 - (2) 副会長 若干名
 - (3) 理事 若干名
 - (4) 監事 2名
 - (5) 顧問 若干名
- 2 会長及び監事は、総会において選出する。
- 3 副会長、理事及び顧問は、会長がこれを委嘱する。
- 4 役員の任期は、2年とする。ただし、再選を妨げない。
- 5 役員は、後任者が決定するまで原則としてその職務を行うものとする。

(職務)

- 第8条 会長は、会を代表し会務を総理し、会議の議長となる。
- 2 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときは、その職務を代理する。
- 3 理事は、役員会を構成し、総会の議決に基づく業務の執行及び総会に付議する議案 を立案する。
- 4 監事は、会計及び業務の監査結果を総会に報告する。
- 5 顧問は、必要に応じ会議に出席し、会長の諮問に応じ、または意見を述べることが できる。

(会議)

- 第9条 本会は、年1回総会を開く。また、必要の都度理事会を開き事業を遂行する。
- 2 会議は、会長がこれを招集する。
- 3 決議事項は、出席者の過半数をもつてこれを決する。
- 4 第1項及び前項の規定にかかわらず、総会を招集する時間的余裕がないことが明ら かであると認めるときは、会長は、総会の決議事項を処分することができる。

(会計)

- 第10条 本会の経費は、会費及び寄附金をもって充てる。
- 2 本会の会計年度は、4月1日から翌年3月31日までとする。
- 3 会長は、本会の会計事務について、事務局長に処理させることができる。

附則

- 1 この会則の変更は、総会において行う。
- 2 この会則は、昭和37年9月28日より発効する。
- 3 この改正会則は、昭和44年4月27日より施行する。
- 4 この改正会則は、平成元年4月26日より施行する。
- 5 この改正会則は、平成4年5月13日より施行する。
- 6 この改正会則は、平成23年6月1日より施行する。
- 7 この改正会則は、平成26年6月1日より施行する。
- 8 この改正会則は、平成30年4月1日より施行する。